

令和元年十二月十三日受領
答弁第一三二二号

内閣衆質二〇〇第一三二二号

令和元年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員早稲田夕季君提出地域交通のイノベーションとしての日本版MaaS（モビリティサービス）の普及推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員早稲田夕季君提出地域交通のイノベーションとしての日本版MaaS（モビリティサービス

ス）の普及推進に関する質問に対する答弁書

個人情報を取り扱う事業者は、漏えい防止等の個人情報の管理や捜査機関への情報提供を行うに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）や刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）等の関係法令に従って適切に対応することとなっており、いわゆるMaaSのサービスを提供する事業者についても同様である。